

政令第三百七十九号

大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十三項、第十八条の三十一第三項において準用する同法第十三条第二項、第二十六条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

第一条 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の四中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

第三条中「第二条第十項」を「第二条第九項」に改める。

第三条の二中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改める。

第三条の三及び第三条の四中「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（水銀排出施設）

第三条の五 法第二条第十三項の政令で定める施設は、条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第八条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。

第四条中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

第八条中「とする」を「とし、法第十八条の三十一第三項において準用する法第十三条第二項の政令で定める施設は、水銀排出施設（法第二条第十三項に規定する水銀排出施設をいう。第十二条第十項において同じ。）のうち法第十八条の二十二の排出基準に適合させるために相当の期間を要する施設として環境省令で定めるものとする」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

10 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、水銀排出施設を設置している者に対し、水銀排出施設の構造及び使用の方法、水銀等の処理の方法、水銀濃度並びに法第十八条の二十三第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第一項に規定す

る水銀排出施設を設置する者に対しては、法第十八条の二十九又は第二十七条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

第十三条第一項中「及び粉じんに関する規制」を「、粉じんに関する規制及び水銀等の排出の規制」に改め、同項第一号中「第十八条の十三第二項」の下に「及び第十八条の三十一第二項」を加え、「並びに第十八条の十五第一項及び第二項」を「、第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」に改め、同項第二号中「並びに第十八条の十九」を「、第十八条の十九、第十八条の二十六並びに第十八条の二十九第二項」に改め、同項第三号中「第十八条の十三第一項」の下に「及び第十八条の三十一第一項」を加え、同項第四号中「及び第十五条の二第一項」を「、第十五条の二第一項及び第十八条の二十九第一項」に改め、同条第二項中「及び粉じんに関する規制」を「、粉じんに関する規制及び水銀等の排出の規制」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改める。

(石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正)

第三条 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改める。

附 則

この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

理由

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、水銀排出施設の範囲を定めるとともに、水銀排出施設を設置者に係る報告及び検査について所要の事項を定める等の必要があるからである。